

# 労働委員会とは？

公益・労働者・使用者の立場をそれぞれ代表する公益委員(弁護士など)・労働者委員(労働組合役員など)・使用者委員(会社経営者など)で構成された、労働者と使用者との間のトラブルを解決するための専門的な行政機関です。

## あっせん

無料・秘密厳守

労働委員会のあっせん員が当事者の間に入り、双方の言い分をとりなして、お互いの歩み寄りを促し、解決に向けてお手伝いします。

(訴訟や労働審判は弁護士費用や裁判所の手数料がかかりますが、あっせんは手数料がかからず、弁護士に依頼する必要もありません。)

※使用者は、労働者が労働相談やあっせんの申請をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。

## あっせんの流れ(例)

簡易な手続で迅速に解決を図ります。

1~2週間

### ① あっせん申請書受理



労働者・使用者いずれからでも申請できます。

### ② あっせん員の指名



労働委員会の委員3名  
(公益・労働者・使用者の代表各1名)  
があっせん員となります

### ③ 相手方への調査



事務局職員が相手方に事情をお聞きするとともに、あっせんに参加するかどうかを確認します

参加

あっせん期日の  
日程調整

1~2  
か月

不参加

### ④ あっせん実施



あっせん員が個別にお話をお聞きし、  
解決に向けて援助します。  
お互いに顔を合わせることはありません。

合意不成立

打切り

となります

合意書作成・交付



合意